

# 社会福祉法人孝志会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝志会（以下「法人」という。）定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等に対する報酬等は、業務に応じて支給することとし、その区分及び額は、別表のとおりとする。

2 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、前条に定める報酬等は支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席等法人（法人の経営する施設及び事業所を含む。）の運営のための業務に当たった都度支給する。

## (端数の処理)

第4条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

## (公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

## (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## (補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

## 附則

1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

2 平成28年9月3日制定の役員費用弁償規程は廃止する。

別表（第2条関係）

（1）評議員

業務区分	日額
評議員会への出席	4,700円
上記の他、法人の運営のための出勤	4,700円
※実費弁償として、旅費規程に基づく旅費を別途支給する。	

（2）理事

業務区分	日額
理事会等会議への出席	4,700円
上記の他、法人の運営のための出勤	4,700円
※実費弁償として、旅費規程に基づく旅費を別途支給する。	

（3）監事

業務区分	日額
監事監査等への出席	4,700円
上記の他、法人の運営のための出勤	4,700円
※実費弁償として、旅費規程に基づく旅費を別途支給する。	